

政令番号202 ジビニルベンゼン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成26年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県	2.1E+2	8.5E+1		295.0				295.0
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県	1.0E-1			0.1		6.1E+1	61.0	61.1
12	千葉県	1.0E-1			0.1		3.7E+2	365.0	365.1
13	東京都								
14	神奈川県						1.1E+2	110.0	110.0
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県						6.4E+2	640.0	640.0
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県	3.0E+0			3.0		2.9E+2	288.3	291.3
25	滋賀県	2.2E+0			2.2				2.2
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	1.3E+2			130.3				130.3
34	広島県	1.7E+0	4.4E+0		6.1				6.1
35	山口県	1.5E+1			15.0				15.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県						4.0E+0	4.0	4.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県	7.2E+1			72.0				72.0
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		4.3E+2	8.9E+1		523.8		1.5E+3	1,468.3	1,992.1

注1) 農業は使用先別使用量として別表に示す。